一時保育の実施について



町では子育てを支援するため、福島保育所で4月1日から急病、育児疲れ等に伴い一時的に家庭保育が困難となる幼児に対する一時保育事業を実施します。

希望される方は、福島保育所に申し込みください。

○**対象となる児童**～１歳６ヶ月から就学前までの集団保育が可能な幼児。

○**利　用　期　間～**月曜日～土曜日

○**利　用　時　間**～午前９時～午後５時

○**１日当たりの利用定数～**おおむね６人

○**保育事業の区分**

一時保育事業の区分		保育の期間
非定期型保育	保護者の労働、職業訓練、就労等により断続的に家庭保育が困難となる幼児に対する保育	平均週３日以内
緊　急　保　育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭保育が困難となる幼児に対する保育	１月につき１２日以内
私的理由保育	保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消その他の私的理由により一時的に家庭保育が困難となる幼児に対する保育	１月につき２日以内

○**児童１人当たりの利用負担額～**利用料と給食費を負担いただきます。

区　　分	３歳未満児	３歳児	４歳以上児
１日の利用時間が４時間を超える場合	2,000 円	1,600 円	1,200 円
１日の利用時間が４時間以内の場合	1,000 円	800 円	600 円

※所得の状況によって、軽減される場合があります。

区　　分	３歳未満児	３歳児	４歳以上児
給食費	300 円	200 円	200 円

お問い合わせは、福島保育所（TEL４７－３４４０）または町民課福祉グループ（TEL４７－４６８２）まで、ご連絡ください。